

「LEC 工藤シェフの本試験献立表道場」講義教材 (RL13196) から 第45回社労士試験【選択式】労働基準法 空欄Bが**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13196 p. 18

□028 割増賃金 (法 37 条)

…1)~3) <略>…

4) 使用者が、**午後 10 時から午前 5 時**まで (厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める**地域又は期間**については**午後 11 時から午前 6 時**まで) の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、**通常の労働時間の賃金の計算額**の**2割5分以上の率**で計算した**割増賃金**を支払わなければならない。

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題
【選択式】 労働基準法 【空欄B】

…<略>…「労基法〔労働基準法〕における労働時間に関する規定の多くは、その A に関する規制について定めており、同法 37 条 1 項は、使用者が労働時間を延長した場合においては、延長された時間の労働について所定の割増賃金を支払わなければならないことなどを規定している。他方、同条 3 項は、使用者が原則として B の間において労働させた場合においては、その時間の労働について所定の割増賃金を支払わなければならない旨を規定するが、同項は、労働が1日のうちのどのような時間帯に行われるかに着目して深夜労働に関し一定の規制をする点で、労働時間に関する労基法中の他の規定とはその趣旨目的を異とすると解される。

(解答 A → ⑬長さ)

解答 B → ④午後 10 時から午前 5 時まで